別紙

千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の一部改正概要

概 要	内 容	改正の理由
1 意見書に係る規定の追加	第4条第2項、第3項 ・意見聴取の方法に係る手続 きを追加	県民から提出された意見書を 推進会議でどのように対処す るかを明記することで、意見 書の取扱いを明確化するた め。
2 苦情処理調査部会の廃止	第4章苦情の処理 削除 (対象条項) 第6条第2項苦情の調査の うち、調査委員の規定部分 第10条推進会議への報告 第15条部会の会議の特則 第16条準用 第17条部会の会議の会議録 その他部会に係る部分の変更	委員の減員により、苦情処理 調査部会を廃止し、会長を 含めた推進会議が直接審議・ 調査することとしたため。
3 支障事案等調査の廃止	第5章支障事案等調査	支障事案等の調査制度については、推進会議として具体的な措置を講じることができないので、従来の規定を置くことに何の効果も期待できないため。

千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領

(平成17年8月18日制定) (平成28年3月25日改正)

(平成29年11月1日改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の 規定により、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に 関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 議事及び運営

(調査審議の方法)

- 第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例(平成 12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県 議会議長(以下「実施機関等」という。)その他必要と認める者に行政文書の提示、 資料の作成を求めることができる。
- 2 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、 その意見又は説明を聴くことができる。

(会議録の作成)

- 第3条 推進会議は、次の事項を記載した会議録を作成する。
 - (1) 会議の日時
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 会議に付した議題
 - (4) 議事の概要
 - (5) その他必要な事項
- 2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。

第3章 意見の聴取

(意見聴取の方法)

- 第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会情報公開条例(平成13年 千葉県条例第49号。以下「議会条例」という。)第28条の2第2項の規定による 意見を、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取する ものとする。
- 2 前項による意見書の提出があったときは、推進会議が意見書に係る検討(以下「意見 検討」という。)を行うものとする。
- 3 意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。

第4章 苦情の処理

(苦情の申出の方法)

第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書(別記第2号様式)により受けるものとする。

(苦情の調査)

- 第6条 前条による苦情の申出があったときは、推進会議が苦情に係る調査(以下「苦情調査」という。)を行うものとする。
- 2 苦情調査は、苦情を申し出た者(以下「申出人」という。)の申出事項に関係する 実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出若し くは文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。
- 3 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、書面又は口頭により説明を求めるな どの方法により行う。
- 4 前2項に定めるもののほか、推進会議が特に必要があると認めるときは、実施機関等 又は申出人以外の第三者(以下「第三者」という。)から、申出人の申出事項に関し 知っている事実を聞くことができる。

(調査の通知)

- 第7条 推進会議は、前条第2項又は第3項の規定による苦情調査を行おうとするときは、 関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書(別記第3号様式)により、 調査の内容その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 推進会議は、前条第4項の規定により第三者から、申出事項に関し知っている事実を 聞こうとするときは、当該第三者に通知するものとする。

(苦情処理の検討)

- 第8条 推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。
- 2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があると認めたときは、 推進会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点の是正等に関する意見を通知する ものとする。

(処理結果の通知)

- 第9条 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書 (別記第4号様式)により申出人に通知するものとする。
- 2 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は 第三者に通知するものとする。

第5章 補則

(会長の専決事項)

- 第10条 次の各号に掲げる事項は、会長において専決により処理することができる。
 - (1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知
 - (2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は 会長が定める。

附則

この要領は、平成17年8月18日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

第3号様式(第7条第1項)

(その1)

苦情調査実施通知書 (実施機関等)

 第
 号

 年
 月

 日

様

□千葉県情報公開条例第27条の2第3項

千葉県情報公開推進会議 会長

$\overline{}$	了. 英国 業 会 桂 却 八 里 タ	と	の担合により	作
		会例第28条の2第3項	の規止により、	用報公用
	事務に係る苦情が寄せ	られました。		
	苦情の処理のため、次	てのとおり調査を行いたい	ので通知します。	
	対象とする担当課 (所)			
	苦情の内容			
	調査の内容			

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

第3号様式(第7条第1項)

(その2)

苦情調査実施通知書(申出人)

第号年月日

様

千葉県情報公開推進会議 会長

年 月 日付けであなたから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理を行うため次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。

苦情の内容	
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

第4号様式(第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

第号年月日

様

千葉県情報公開推進会議 会長

年 月 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

	•
	I
	I
	I
	I
処理結果	
/ =	
	I
	I
	I
	I
	I
	I
	I
	I
	I
	I
	I
	I
	I
	I
	I

営に関する要領 〇千葉県情報公開推進会議の議事及び運

新	
千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領	千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領
(平成17年8月18日制定)	(平成17年8月18
(平成28年3月25日改正)	(平成28年3月25
(平成29年11月1日改正)	

8 日制定)

5日改正)

終剄 第1章

織条例 (昭和32年千葉県条例第31号) 第34条の規 議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に関し 第1条 この要領は、千葉県行政組 定により、千葉県情報公開推進会 必要な事項を定めるものとする。

議事及び運営 第2章

(調査審議の方法)

- 2年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県議会議 その他必要と認める者に行政文書の提示、資料の作成 要があると認めるときは、千葉県情報公開条例 (平成1 第2条 会長は、調査審議のため必 長(以下「実施機関等」という。 を求めることができる
- 推進会議に関係者の出席を求め、 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、 えき その意見又は説明を聴くことがで \mathcal{O}

(会議録の作成)

- 載した会議録を作成する。 第3条 推進会議は、次の事項を記
- 会議の日時 (1)
- 出席者の氏名 (5)
- 会議に付した議題 (3)
- 議事の概要 (4)
- その他必要な事項 (2)
- 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。 \mathcal{O}

意見の聴取 第3章

(意見聴取の方法)

- の2第2項及び千葉県議会情報公開条例 (平成13年千 情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取するものとする。 葉県条例第49号。以下「議会条例」という。)第28条の2第2項の規定による意見を、 第4条 推進会議は、条例第27条
- 「意見検 以下 推進会議が意見書に係る検討 ばき かな 前項による意見書の提出があっ

終则

第1章

(瀬四)

第1条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の規 定により、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に関し 必要な事項を定めるものとする。

議事及び運営

(調査審議の方法)

- 長(以下「実施機関等」という。)その他必要と認めるものに行政文書の提示、資料の作 2年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県議会議 第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例(平成1 成を求めるものとする
- 調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、 その意見又は説明を聴くものとする 会長は、 \mathcal{O}

(会議録の作成)

- 次の事項を記載した会議録を作成する。 推進会議は、 第3条
- 会議の日時 (1)
- 出席者の氏名 (2)
- 会議に付した議題 (3)
- 議事の概要 (4)
- その他必要な事項 (2)
- 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。 \mathcal{C}

意見の聴取 第3章

(意見聴取の方法)

(平成13年千 <u>原則として、</u>情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取す 以下「議会条例」という。)第28条の2第2項の規定による意見を、 条例第27条の2第2項及び千葉県議会情報公開条例 葉県条例第49号。 推進会議は、 るものとする 4 条 紙

」という。)を行うものとする。

意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。

第4章 苦情の処理

(苦情の申出の方法)

第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書(別記第2号様式)により受けるものとする。

(苦情の調査)

第6条 前条による苦情の申出があったときは、<u>推進会議が苦情に係る調査(以下「苦情調</u>査」という。)を行うものとする。

2 削除

- 2 苦情調査は、苦情を申し出た者(以下「申出人」という。)の申出事項に関係する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出者しくは文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。
- 3 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、書面又は口頭により説明を求めるなどの方法により行う。
- 4 前2項に定めるもののほか、<u>推進会議</u>が必要あると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者(以下「第三者」という。) から、申出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができる。

(調査の通知)

- 第7条 <u>推進会議</u>は、前条第<u>2</u>項又は第<u>3</u>項の規定による苦情調査を行おうとするときは、 関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書(別記第3号様式)により、<u>調</u> 査の内容その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 <u>推進会議</u>は、前条第<u>4</u>項の規定により第三者から、<u>申出事項に関し知っている事実を聞</u> こうとするときは、当該第三者に通知するものとする。

(苦情処理の検討)

第8条 削除

推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。

2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題が<mark>ある</mark>と認めたときは、<u>推進</u> 会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点<u>の</u>是正等に関する意見を通知するものとす

(処理結果の通知)

第9条 <u>推進会議</u>は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書(別 記第4号様式)により申出人に通知するものとする。

第4章 苦情の処理

(苦情の申出の方法)

第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、原則として、情報公開事務に係る苦情の申出書(別記第2号様式)により受けるものとする。

(苦情の調査)

- 2 苦情調査は、原則として、部会長が部会を構成する委員のうちから指名する委員(「調査委員」という。)が行うものとする。
- 3 苦情調査は、苦情を申し出た<u>もの</u>(以下「申出人」という。)の申出事項に関係する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくはロ頭による説明、資料の提出<u>又は</u>文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。
- 4 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、 申出人から 書面又は口頭により 説明を 求めるなどの方法により行う。
- 5 前2項に定めるもののほか、調査委員が特に必要があると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者(以下「第三者」という。)から申出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができるものとする。

(調査の通知)

- 第7条 部会は、前条第3項又は第4項の規定による苦情調査を行おうとするときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書(別記第3号様式)により、<u>調査</u>内容その他必要な事項を通知するものとする。

(苦情処理の検討)

第8条 調査委員は、苦情調査の結果を部会に報告するものとする

- 2 部会は、前項の報告に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。
- 3 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があったと認めたときは、部会は関係する実施機関等に対し、当該問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知するものとする。

(処理結果の通知)

第9条 部会は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書(別記第4号様式)により申出人に通知するものとする。

開示請 支障事案等調 部会の会議に出席し、意見を述べることが この場合にお <mark>部会</mark>は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者 制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異 支障事案等報 開示請求者等に通知するものと 部会は、前条の規定により報告のあった事案又は推進会議から特に調査を付託さ 部会の会議に会長の出席を 第14条 次の各号に掲げる事項は、部会長において専決により処理することができる。 部会は、推進会議に対して苦情の処理に関する状況を報告するものとする。 実施機関等の対応について調査を行うものとする。 推進会議に報告するものとする 支障事案等の調査の結果を部会に報告するものとする。 調査委員を ときは、 第7条第1項及び第2項並びに第12条第3項に規定する調査の通知 部会の会議について準用する。 はき ものとす 242 とする 前項の調査について準用する となば、 により実施機関等に通知する 事案の重要性により必要があると認めるときは、 7 支障事案等の調査を行おう 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知 部会は、前項の規定により確認させようとするときは、 支障事案等の調査のため必要があると認める を部会に報告し 会長は、必要があると認めるときは、 求者等に請求意図等を確認させるものとする 第12条第5項に規定する確認の通知 2条及び第3条第1項の規定は、 支障事案等の調査の結果をま 609 第6条第2項及び第3項の規定は、 (別記第6号様式) 前2項の規定により、 N れた事案につき、請求の実態、 とができ 支障事案等調查 「支障事案等 N に通知するものとする。 (別記第5号様式) 実施機関等が、 調査委員は、 (部会長の専決事項) (部会の会議の特則) (推進会議への報告) (実施機関等の報告) (支障事案等の調査) (調査結果の報告) 補則 意見を聴 査実施通知書 部会長は、 無 第6章 第5章 部会は、 部会は、 部会は 第15条 第10条 38条 できる。 第16条 (準用) 来め、 \bigcirc \bigcirc 無 $_{\rm Cl}$ の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第 会長において専決により処理することができる。 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知 (1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知 第10条 次の各号に掲げる事項は、 推進会議は、申出のあった苦情 三者に通知するものとする。 支障事案等調査 (部会の会議の特則) (支障事案等の調査) (推進会議への報告) (実施機関等の報告) (調査結果の報告) (会長の専決事項) 第6章 補則 削除 削除 判除 削除 第10条 削除 第5章 削除 第15条 第12条 第11条 第13条 第16条 (準用) \bigcirc (3)

	いて、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み
	替えるものとする。
(部会の会議の会議録)	(部会の会議の会議録)
第17条 削除	第 <u>17条 部会の会議</u> の会議録には、 <u>部会長</u> が署名する。
(11/4 E11)	(144 FIL)
第11条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び連営に関し必要な事項は会長	第18条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び連営に関し必要な事項は、会
が定める。	長が別に定める。
この要領は、平成17年8月18日から施行する。	この要領は、平成17年8月18日から施行する。
M 則	Nh 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。	この要領は、平成28年4月1日から施行する。
W 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
ш	
1 1 1 1 7 7 7 1 1	

第3日様式(第7条第1頃)	第3日様式 (第7条第1項)	
(大) (大)		
$(\mathcal{Z}O1)$	(201)	
苦情調査実施通知書(実施機関等)	TI	苦情調査実施通知書(実施機関等)
第		- 岩
年 月 日		年 月 日
千葉県情報公開推進会議	千葉県情報公開推進会議	
会長 様	分支	横
1	1	
□一十葉県情報公開条例第27条の2第3項□千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項○規定により、情報公開事務に係る苦情	□一十葉県情報公開条例第27条□一千葉県議会情報公開条例第2	条の2第3項 の規定により、情報公開 事務に係る苦
が寄せられました。	情が寄せられました。	
苦情の処理のため、次のとおり調査を行いたいので通知します。	苦情の処理のため、次のとお	30 調査を行いたいので通知します。
対象とする担当課	対象とする担当課(所)	
苦情の内容	調査委員	<u> </u>
	岩情の内容	
調査の内容	調査の内容	
※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。	※ 具体的な調査の方法・日時	日時等については、別途 <mark>調査委員</mark> から御連絡します。

第3号様式(第7条第1項)	第3号様式 (第7条第1項)	(Im
苦情調査実施通知書(申出人)	扣	情調査実施通知書(申出人)
第		第
年 月 日		年 月 日
千葉県情報公開推進会議	千葉県情報公開推進会議	
会長様	从	様
年 月 日付けであなたから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理 を行うため次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。	年月 日付けであたを行うため次のとおりま	日付けであなたから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理 次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。
苦情の内容	調査委員	<u></u> <u></u> <u>調查委員</u>
	苦情の内容	
調査の内容		
	調査の内容	
※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。	※ 具体的な調査の方法・	日時等については、別途 <mark>調査委員</mark> から御連絡します。

第4号様式(第9条第1項)	第4号様式 (第9条第1項)
如 理 結 果 通 知 書	如理結果通知書
年 月 日	年月日
千葉県情報公開推進会議	千葉県情報公開推進会議
会長 様	会長
年月日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。	年月日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。
処理結果	処理結果
	調査委員

3項) 士陪审安姓調本生協通知書	人性子木 すぬ も 不 心	年 月 日	茶	日付けで報告のあった支障事案等について、次のとおり調査を 行いたいので。		<u> </u>		日時等については、別途 <mark>調査委員</mark> から御連絡します。
第6号様式 (第12条第3項)		千葉県情報公開推進会議	心 成	年月日付けで報行通知します。	対象とする担当課(所)	調査委員	調査の内容	※ 具体的な調査の方法・
第6号様式 (第1		千葉県情報公開推	小	年月日日通知します。	対象とする担	調査委員	調査の内容	※ 具体的な調査の